

Mikami Sanji's Outline of Japanese history and his lecture notes

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-04-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 生駒, 哲郎 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/1525

三上参次著『国史概説』と講義ノート

—南北朝正閏問題と『国史概説』の編纂—

生駒 哲郎

1. はじめに

東京大学史料編纂所には、特殊蒐書として三上参次関係史料という史料群が所蔵されている¹⁾。これらは、明治28年(1895)に東京大学史料編纂所の前身である史料編纂掛の編纂委員となり、同32年(1899)に東京帝国大学文科大学(現東京大学文学部)の教授になった三上参次(1865~1939)に関する史料群である。

三上は東京帝国大学文学部長を務める一方で、同大学史料編纂官も兼任し、大正15年(1926)東京帝国大学退官後は、臨時帝室編修官長に任じられた。

したがって、本史料群の一部は、史料編纂掛に関するものや、臨時帝室編修官長時代のものなどである²⁾。また、三上は渋沢栄一と交流があり、渋沢は『楽翁公伝』(実際の出版は昭和12年<1937>)、岩波書店(楽翁=松平定信)を執筆しているが、この書はほぼ三上の指導によっている。三上は学生時代、松平定信の考察で卒業論文を執筆しており、渋沢に提供するための定信関係の史料や渋沢とのやり取りの書簡なども本史料群には含まれている³⁾。

とはいえ、これらの史料群の大部分を占めているのは、三上の著作の稿本である。三上の著作は、『尊皇論発達史』(昭和16年<1941>)、富山房)、『国史概説』(昭和18年<1943>)、富山房)、『江戸時代史』上・下巻(昭和18年<1943>)、富山房)が三部作として著名であるが、いずれも三上の没後に、東京帝国大学の同僚でもあった辻善之助らの助力によって編纂されて出版された⁴⁾。したがって、三上自身が著書を企画し、そのために書き下ろした原稿ではなく、三上が東京帝国大学で講義する際に作成した講義ノートがそのまま著書の稿本となっているのである。

ところで、三上参次は、明治44年(1911)に勃発した南北朝正閏問題の当事者でもあった。同年1月19日付の『読売新聞』は、文部省編纂の国定教科書『尋常小学校日本歴史』のなかで南北朝時代の南朝・北朝の歴代天皇を並立させている記述を問題とした。さらに、代議士の藤沢元造は、国会でも教科書の南北両朝の記述を問題にしようとした。この問題は前年の幸徳秋水らの大逆事件の裁判の影響もあった。裁判で秋水が、現在の天皇は南朝から皇位を奪った北朝の子孫である、と発言し、裁判長が言葉に詰まるという事態が起こっていたのである。

この問題の事の発端は、文部省が毎年、全国の師範学校長を集めて開催している講習会の講師を担当した国定教科書編修官の喜田貞吉による講演内容であった。喜田の発言は北朝の天皇のみ正統であるかのように誤解された。それが代議士藤沢の耳に入り、藤沢はこの件を問題にするにあたり、学者側の意見を聞きたいと文部省に申し出たのである。文部省は直接

の当事者の喜田のみでなく、当時、教科書の起草委員を務めていた三上に藤沢との面談を依頼し実現したのであった。つまり三上は、「学者側」の代表であったのである。

こうした教科書の記述の問題を踏まえて、本稿では三上参次関係史料の「国史概説稿本」と記された講義ノート群を主に検討する。これらノートは東京帝国大学の講義の内容を記したものであるが、『尊皇論発達史』や『江戸時代史』の稿本＝講義ノートとはその意味合いを異にしている。それは、三上が関係した南北朝正閏問題と無縁ではない伝存状態だからである。

2. 『国史概説』の編纂

三上参次著『国史概説』は、昭和18年（1943）2月15日に富山房より刊行された。三上は昭和14年（1939）6月7日に亡くなっているため、没後3年強たってから刊行されたことになる。出版社の富山房は、当時史学会（現在の東京大学史学会）の学術雑誌『史学雑誌』を発行しており、東京帝国大学と関係の深い出版社であった。三上参次関係史料のなかには、昭和11年（1936）10月15日に東京会館で開催された富山房五十周年記念祝賀会で三上が祝辞を述べた際のメモが残っている⁵⁾。

『国史概説』出版の経緯は、同書の三上参次の子息三上勝執筆による「後記」に記されている。

後記

本書は父が生前、東京帝國大學文科大学に於て國史講座を擔任し、「國史概説」を講じたときの講義を筆寫せしめ、自ら之に添削を施してゐる稿本である。

元來父は、之を前にしては官撰「大日本史料」の編修、之を後にしては「明治天皇御紀」編纂の大任に當り、その公務に軼掌してゐる間は、断じて私撰の著述に従事することを欲しなかつた。そこで本稿も未定稿まゝ、久しく篋底に蔵せられていたものであるが、その没後、たまたま亡父と親交厚かつた富山房主人の需めにより、舊稿を整理して剞劂に附することとし、文學士桑田忠親氏に依頼して、一應の整理を煩はすことにしたのである。

然るに父が始めて本書を講じた時代と今日とでは、その間に、社會的に將た思想的に共に著しき大變革を來し、精神文化科學界には殆ど滄桑の變を見るに至つたのである。殊に最近に至つては大東亞戰爭が突發し、耀かしい歴史的大發展を告ぐるに及び、おのづから往年の講述のままを以てしては、直ちに今日に見ゆることの些か妥當ならざるものあるを見るの已むなきに至つたのであつた。

「後記」によれば、『国史概説』は三上参次が東京帝国大学文科大学国史講座の「國史概説」を担当した時の講義内容を筆写し、自ら添削したものである。三上は、東京帝国大学史料編纂官だった時の『大日本史料』、臨時帝室編修官長だった時の「明治天皇御紀」それぞれの編纂に携わっている期間に、自身の著書の出版を望まなかったという。『国史概説』も

三上の没後、未定稿のままであったが、富山房主人（当時の代表者 坂本守正）の薦めで本書は刊行された。未定稿を整理したのは、桑田忠親である。また、「大東亜戦争が突発し、耀かしい歴史的大発展を告ぐるに」及んでは、社会的・精神的に妥当ではないところもあるが致し方ないということである。

このように『国史概説』刊行の経緯が「後記」に述べられているが、実際、三上が『明治天皇御紀』の編纂から退いた時に『国史概説』の刊行を予定していたかどうかは定かでない。本書の「凡例」には⁶⁾、「本書は三上参次博士の東京帝国大学に於ける講義の筆記に博士の加筆せられ、後にはこれを用ひて講義の原稿とせられたものである。元来歴史家として研究的態度を以て学生に講ぜられたもので、頗る独創的批判に富んで居るが、今日そのまゝ、公にするのは却て博士の本意ではないと思はれる字句について、慎重に考慮した上改めた所もある」と記されている。凡例には「校訂者識す」とのみあるが、桑田忠親による凡例の執筆かもしれない。ともかくこの凡例にあるとおり、実際に東京大学史料編纂所所蔵の講義ノートを確認すると、講義した内容を筆写したというより、凡例にあるように講義にあたって事前に用意したノートである。また、これらのノートを一見すると三上による筆跡は殴り書きのようなイメージを持つ。ただ、このノートが講義するにあたって用意されたものであれば、自身が確認できればよいので特に問題はないのであろう。これらノートには所々三上による朱の加筆・訂正があるが、別筆での朱が入っている。これが、校訂者桑田忠親によるものだと思われる。

三上の著作には他に『尊皇論発達史』があるが、同書の東京大学史料編纂所所蔵稿本を確認すると、これらは明らかに講義内容が清書のように書かれている⁷⁾。したがって、『尊皇論発達史』は、三上自身が出版を予定していたのかもしれない。こうした稿本（講義ノート）の書き方の違いをみると、三上自身が『国史概説』の出版を予定していたかは疑問である。

ところで、『尊皇論発達史』も『国史概説』と同様に、稿本（講義ノート）に校訂者による朱の書入れがあり、三上没後の出版ということではその方針も同じである。同書の校訂者による朱書で特徴的なのは、三上による「尊王」の記述を「尊皇」にすべて改めている点である。三上著『尊皇論発達史』は、本来『尊王論発達史』なのである。つまり、三上の三部作といわれる著作は、三上の意思とはある意味で関係なく、すべて第三者によって校訂されていることを改めて注意する必要がある。ただし、稿本をみなければ確認できないことではある。三上は生前「尊王」を「尊皇」とは記していないのである。

『国史概説』については、こうした大きな訂正はみられないと思われるが、現在確認できない（何故確認できないかは後述する⁸⁾）。しかし、『国史概説』にはさらなる改変がなされているのである。

『国史概説』の凡例には、「一、本書は國史概説と称するが、神代から始つて元寇で終り、國史の全般に及ばないのは遺憾であるが、続いて刊行せらるべき江戸時代史（上下二巻）と併せ見られんことを望む」とある。つまり、『国史概説』はその書名からして、日本史の通史かと思われるが、その記述は鎌倉時代の途中（蒙古襲来）で終わっているのである。『国史概説』の目次を確認すると次のようである（節は除く）。

それらは、序論 1 頁、本論 第 1 章 神代 11 頁、第 2 章 日本の建国 25 頁、第 3 章 国運の発展 58 頁、第 4 章 権臣の消長と三韓の叛服 105 頁、第 5 章 仏教伝来前後の状態 122 頁、第 6 章 推古天皇時代 142 頁、第 7 章 大化の改新及び律令の制定期 176 頁、第 8 章 奈良時代の事蹟 236 頁、第 9 章 平安時代の事蹟 289 頁、第 10 章 鎌倉時代 458 頁となっている。

序論は、「第一 歴史と地理との関係」「第二 地理上より観たる日本」とあり、歴史地理に関する記述である。第 1 章は、第 1 節「神話と史實との混淆」第 2 節「神代史の四期」とあり、いわゆる日本神話の部分である。実際に日本の歴史にあたる部分は、第 2 章からということになる。ただし、「先史」と言われる考古学で考察される時代はそもそも三上の念頭にはない。

それでは、『国史概説』の凡例にあるように、続編とされる『江戸時代史』をみると、同書の前篇とされる内容は、第 1 章 徳川時代の祖先、第 2 章 家康前期（第 1 節 今川屈服時代、第 2 節 織田被官時代、第 3 節 豊臣屈服時代（一）小牧山の戦、（二）秀吉との和睦、（三）家康上洛す、（四）北條氏の滅亡と江戸入部、（五）征韓役、第 4 節 秀吉の薨去により関ヶ原役に至る（一）関ヶ原役前記、（二）関ヶ原役、（三）関ヶ原役後記）となっている。『江戸時代史』は、その書名からして本篇は江戸時代から始まるのであるが、徳川家康を語る前篇で、いわゆる戦国時代のことが多少記載されている。

つまり、『国史概説』の続編が『江戸時代史』⁹⁾とはいっても、これら二書で日本の通史が語られるのではなく、鎌倉時代の末期から、南北朝時代、室町時代、戦国時代が抜けているということになるのである。

東京大学史料編纂所には、実はこの抜けている時代の「国史概説稿本」（講義ノート）がすべて現存している。別の言い方をすると、『国史概説』に採録されなかった講義ノートのみが同所に現存しているのである。したがって、『尊皇論発達史』のように稿本を確認して校訂者がどのような書き入れをしているのかが判明しないのである。

三上参次が語る明治維新までの日本の通史は、①刊行された『国史概説』、②現存する「国史概説稿本」、③刊行された『江戸時代史』上・下巻の順序で併せ読むことによって完結するのである。

問題は、これらの現存する講義ノートが刊本『国史概説』編纂時に不明になっていたなどの理由ではなく、明らかに意図的に刊本には入れなかったと考えられる点である。

3. 「国史概説稿本」と南北朝正閏問題

東京大学史料編纂所所蔵「国史概説稿本」は、二群からなっている。まずは請求番号：三上参次関係史料-2-1~4 までの 4 冊である。1 冊目はノートの表紙に「国史概説稿 鎌倉の五 鎌倉時代ノ宗教」とある。本文の書出しは「前々回ハ兩統迭立ヲ述べ前回にハ蒙古来襲ノ事ヲ述べ、論功行賞トシテ僧侶得意の事を述べタリサテ鎌倉時代ノ宗教ノ有様如何」と始まる。つまり、刊本『国史概説』は第 10 章の「第十一節 蒙古の襲来」で終わっているのに、このノートは刊本『国史概説』の続きということになる。2 冊目はノートの表紙に「國

史概説稿 鎌倉ノ尾 南北朝ノ始 「一ノ上」(鉛筆書)」とある。このノートの17丁目表に「大正十二年四月十六日建武中興南北朝」とある。第1冊目と2冊目は大学ノートからおそらく同じ時期の講義ノートだと思われ、2冊目に大正12年(1923)4月16日に講義が行われたことが記されているので、1冊目も大正12年の講義のものと思われる。

3冊目は、表紙に朱書で「国史概説稿 足利時代」とある。ノートの1丁目に「明治四十年四月十六日国史概説」、11丁目に「冊年一月廿五日」とあり、明治40年(1907)に行われた講義ノートであることがわかる。4冊目は「国史概説稿 大正三年春夏 追加」とあり「大正三年六月一日結了講義之事」「蒙古来襲ハ世界的出来事なる事」と本文に記載され、大正3年(1914)6月1日の講義であったことがわかる。

「国史概説稿本」のもう一群は、三上参次関係史料-3-1~26までの合計26冊である。第1冊目は表紙に「a 国史概説稿本 南北朝室町の一ノ下」とあり、内容は南北朝時代の両朝天皇のことから始まる。1丁裏には「大正十二年六月十五日」とある。2冊目は表紙に「b 室町の「二」(鉛筆) 国史概説稿本」とあり、講義日は大正13年3月4日である。これらの1・2冊の講義ノートの表紙に「a」「b」とあるように、合計26冊のノートの表紙にはaからzまでのアルファベットが記されている。26冊目のノートには「大正十五年十二月十五日」とあり、これらの講義ノートは大正12年から大正15年(1926)までの毎月一回のペースで行われた講義のものであることがわかる。

これらの内容は、南北朝時代から始まり、「群雄割拠」の時代、つまり豊臣秀吉が活躍した時代までであり、まさに、『国史概説』の終わりから、『江戸時代史』の始まりまでを埋める空白になっている時代の講義ノートである。

注目するところは、これらの表紙に記載されたアルファベットである。これらの記載がおそらく刊本『国史概説』を編纂する際の順番であったと思われるのである。先に国史概説の講義ノートは二群あると述べたが、前述した三上参次関係史料-2-2には、表紙に「国史概説稿 鎌倉ノ尾 南北朝ノ始 「一ノ上」(鉛筆書)」とあり、この鉛筆書の「一ノ上」が、三上参次関係史料-3-1の表紙「a 国史概説稿本 南北朝室町の一ノ下」の「一ノ下」と対応すると思われ、aと記したノートの前にこの「一ノ上」としたノートを後から組み込もうとしたのかもしれない。

これら、講義ノートには、所々『国史概説』を刊行するにあたっての校訂者によると思われる朱の書入れがあり、おそらくこれらのノートの本文は、当初刊本に入れられる予定であったのではないだろうか。

それでは、何故にこれらのノートは『国史概説』から除外されたのであろうか。その理由が南北朝正閏問題であったと思われる。三上参次関係史料-3-1で表紙に「a 国史概説稿本 南北朝室町の一ノ下」とあるノートには最初に挿入紙が糊付けされている。それには次のようにある¹⁰⁾。

皇統ハ遂ニ北朝一兄君の御家筋一足利氏の奉するところ一其御血統一故ニ御系図御祭典
暫北朝正統一南朝正統などとハ思ひも寄らず 然るに北畠親房の神皇正統記……支那の
三國及南北朝正統論には全く……大日本史之を翻す 三将筆義侠文章……教科書問題明

治四十四年—文部省—アメリカ—宮内省—一年表委員会—喜田講習（一）議会質問—上奏
—裁可—～～されども文部省は一步進めて閑位とも認めず 天皇とも認めず
宮中は尚旧ニ仍ち奉るところあり

この挿入紙は、まさに三上のメモ書きである。それではこのメモ書きを順番に検討する。

①「皇統ハ遂ニ北朝一兄君の御家筋一足利氏の奉るところ」とは、両統迭立となるきっかけとなった持明院統（北朝）の後深草天皇と大覚寺統（南朝）の龜山天皇の両天皇兄弟のうち、兄である後深草天皇系の北朝の天皇を、足利尊氏が敵対していた南朝の後醍醐天皇に對抗するため擁立したことに關する記述である。

②「其御血統一故ニ御系図御祭典暫北朝正統—南朝正統などとハ思ひも寄らず」とは、北朝系の系図はまぎれもなく天皇家の御血統であり、南北朝時代から室町時代にかけて、当時の人々がその系図や天皇の祭典などで、「北朝が正統である」いや「南朝が正統である」などとは、考えてはいなかったという。つまり、当時の人々は北朝・南朝どちらが正統などという意識は全くなかったということである。三上の南北朝正閏問題における考え方は、あくまで南北両朝並立なのである。この点は、すでに多くの研究者による指摘があるが¹¹⁾、このメモ書きからも確認できる。三上の考えは、両朝の天皇は共に天皇であったというのは史実であるという立場である。

③「然るに北畠親房の神皇正統記……支那の三國及南北朝正統論には全く……大日本史之を翻す 三将筆義侠文章」とは、南朝を正統とする書物に關する記述である。支那云々の記述は、そもそも南北朝正閏問題が、中国の故実からきていることを指している。三国時代の魏・呉・蜀はいずれが正統なのかを、司馬光『資治通鑑』は魏を正統とし、朱子『通鑑綱目』では蜀を正統とした。こうした中国の「三國及南北朝正統論」に基づいたのが徳川光圀編纂の『大日本史』である。『大日本史』は、中国での「正閏」の論争を日本の南北朝時代の天皇にあてはめて南朝を正、北朝を閏と語っているのである。三上は、『神皇正統記』、中国の「南北朝正統論」、『大日本史』の記述はいずれも「義侠文章」としてしている。

④「教科書問題明治四十四年—文部省—アメリカ—宮内省—一年表委員会—喜田講習（一）議会質問—上奏—裁可」とは、まず「教科書問題明治四十四年」は、先に触れた国定教科書『尋常小学校日本歴史』の南朝・北朝両朝の歴代天皇を並立させた記述の問題である。「文部省—アメリカ」とは、『太陽』第17巻第5号所収の三上参次著「教科書における南北朝正閏問題の由来」によると¹²⁾、明治40年（1907）にアメリカから「世界各国の帝王の世系代数を調査して一定したいから回答を乞う」という問合せに、文部省の返答は「教科書の記載とは全く一致することになったのである」と述べている。つまり教科書の記載にある南北両朝並立をここでも返答したということである。

「宮内省—一年表委員会」とは野村玄氏によれば¹³⁾ 明治37年（1904）4月に宮内省に設置されたという「年表草案調査委員会」のことである。この委員会の「第六元弘元中年間ノ事」に属し南北両朝について議論していたのが、東京帝国大学文科大学教授を務めた面々である。委員は星野恒、井上哲次郎、坪井九馬三、重野安繹、三上参次の東京帝国大学の研究者に、「從四位」谷森善臣を加えた六名であった。

年表草案調査委員会では南北両朝のどちらが正統かについて、「右宜シク後醍醐天皇後村上天后龜山天皇後小松天皇ヲ正統トセラルヘシトノ説」は、井上哲次郎と谷森善臣の二人、「右南北兩統説」は、坪井九馬三、星野恒、三上参次の三人、「右未タ意見ヲ發言セス」は重野安繹の一人ということであったという。委員会では南朝正統と南北朝並立とで意見が分かれ、重野が明治43年(1910)10月6日に亡くなることもあるが、明治38年(1905)以降は「中絶」してしまったということである。つまりは、三上も加わった年表草案調査委員会では南北朝正閏問題について統一見解は出せなかったということである。

⑤「喜田講習」とは、文部省が師範学校長を集めた講習会の講師喜田貞吉の講演内容についてである。三上は『太陽』で、喜田博士は『国史の教育』という著書を公にしており、この著書に文部大臣も序文を書いているので、この著述の趣旨で講演しても問題ないということだったのではないかと述べている。また「喜田博士は北朝正統の説を述べたの如くに聴いて居る者もあるが、喜田博士は之を辨明して南朝正統の事は學校長も承知して居らうから之を略し、たゞ北朝の皇室もまた輕んずべからざる證據を列擧したのであるといつて居る、が」聴衆は誤解したかも知れない、ということである。つまり喜田の見解も南北朝並立であるが、聴衆に北朝のみが正統だと述べたように誤解されたのであろう、というのが三上の意見である。

⑥「議會質問」とは、喜田の講演内容を聞きつけ問題とした代議士藤澤元造とのやり取りである。結局、三上・喜田は世間から批判されることになるが、三上はそれを誤謬であるとす。三上は『太陽』で、藤澤は面会した時すでに酒を飲んでいと指摘する。また、藤澤は面会の後、帰郷する予定であったが、乗車券が見当たらず、電話をかけるなどしており、三上の説明を藤澤は理解していなかったようだと言っている。さらに、藤澤の議會演説の「博士が御一新後南朝を正統と認むるを悲しむといつたので憤激した」と述べたことは大なる誤謬であるとす。また、「將來も天に二日あるべしと放言した」というのは、正反対で今日は憲法も皇室典範もあるのだからありえないと言ったということである。

⑦「上奏一裁可」とは、内閣総理大臣の桂太郎による上奏・迎裁ということになり、明治天皇による南朝を正位、北朝を閏位とする勅裁である。

明治44年2月28日の上奏の内容は次のようである(『明治天皇紀』12¹⁴⁾)。

謹テ案スルニ皇統一系ニテ天ニ二日ナキハ我国体ノ基本ニシテ国民道義ノ源泉ナリ、然ルニ後醍醐天皇ヨリ後小松天皇ニ至ルノ間、北条氏ノ奉セル光厳天皇及足利氏ノ奉セル光明天皇以下五世トノ六朝相對シテ存在セルノ現象アリ、從テ後世ニ至リ史家ノ所謂南北兩朝ノ正閏論ヲ生シテ歸一スル所ナク、又維新以降公文書孰レノ朝ノ正統ナルヤニ付劃然明記スルモノナシ、小学校歴史教科書教師用書中偶々兩朝ノ正閏ヲ論議セサルノ主旨ヲ記述シタル為現ニ世論ヲ惹起スルニ至レリ、就テハ此際世論ヲ一定シ國民ヲシテ疑惑ナカラシムルハ最モ重要ノコトニ属ス、思フニ維新以降朝廷ニ於テ南朝(史家ノ指稱スル)ノ忠臣及南朝正統論ヲ主持セル者ニ優旨ヲ賜リタル 聖旨ニ副ヒ、我國民普通ノ信念ヲ維持スルハ至當ノ儀ナルニ付、爾後教科書用書其他皇統ヲ明記スル場合ニ於テハ、後醍醐天皇ヨリ後小松天皇ニ至ル間ノ皇統ヲ、

後醍醐天皇

後村上天皇

後亀山天皇

後小松天皇

トシ、光厳・光明・崇光・後光厳・後円融ノ各天皇ハ御歴代中ニ記載セサルコトトシ、政務上ノ
関係ハ総テ此方針ニ依リ処理相成ルコトニ

制裁ヲ仰カレ然ルヘクヤ、

追テ史家或ハ後村上天皇ノ次ニ長慶天皇ヲ加フルモノアリト雖、長慶天皇ノ御在位ニ
付テハ史家ノ議論一定スル所ナク、加之宮中ニ於ケル御取扱モ未タ確定セサル趣ナル
ヲ以テ、今日ニ於テハ之ヲ御歴代中ニ加ヘス、更ニ他日御在位ノ事実判明ノ場合ニ於
テ御歴代ニ加ヘラルコトニ併セテ聖裁ヲ仰カレ度、

これにより、教科書の記載は、南朝の後醍醐天皇、後村上天皇、後亀山天皇、後小松天皇
として、北朝の光厳天皇、光明天皇、崇光天皇、後光厳天皇、後円融天皇は教科書に記載し
ないということである。また、南朝の長慶天皇については、「御在位」が史家の間で一定で
はないので歴代には加えないということである。

⑧「されども文部省は一步進めて閑位とも認めず 天皇とも認めず」とは、教科書から北
朝の天皇が除かれることにより、あたかも北朝の天皇がいなかったようになることに関する
記述である。教科書に北朝の天皇が記載されなければそもそも正閏問題など起らない、しか
し、教科書の記述を削除すると、北朝の天皇が天皇ではなかったような存在となるのである
（「天皇」ではなく「院」を使用）¹⁵⁾。

⑨「宮中は尚旧ニ仍ち奉るところあり」とは、「此の御裁定に際し、宮内大臣、北朝の天
皇に対する宮中の取扱方に就きて聖旨を候せしに、光厳・光明・崇光・後光厳・後円融の各
天皇に対しては尊崇の思召により尊号・御陵・御祭典等総て従来の儘たるべき旨を命じたま
ふ」¹⁶⁾ということについての記事である。つまりは、宮内省では、教科書の記述や正閏問題
などとは関係なく今までとおりに北朝の天皇を奉るということである。

以上のように、三上参次関係史料-3-1「a 国史概説稿本 南北朝室町の一ノ下」には、
南北朝正閏問題に関するメモが糊付けされているのである。つまり、一連の問題を東京帝国
大学で講義していたということだろう。

このノートには、南北両朝の系図が掲載されこの系図には長慶天皇も組み込まれている。
三上の見解は南北朝並立であるが、それはあくまで史実上からの並立ということであり、こ
のノートを見る限り、三上は南朝を正統と考えているようである。

4. 三上参次と喜田貞吉、それぞれの「南北朝並立」

三上参次は、教科書問題で世間から批判されることになったが、その反論が先に触れた
『太陽』掲載の「教科書における南北朝正閏問題の由来」である。この文章に三上の南北両
朝に関する考え方が端的に述べられている。まとめると次のようである。

①歴史事実としては南北朝並立

三上は次のように述べる。「我輩思ふに南北朝は歴史上の事実としては何処までも並立である。持明院大覚寺両御皇統の御方々が同時に両方に天皇であらせられた。公卿衆も両方に分属して居た。将士もそうである。天下の民も亦或は南朝の正朔を奉ずる者もあり。或は北朝の年号に従うて居た者もある。これは歴史上の事実で、誰れが何んといつても動かないところである。たゞこれより進んで皇室の御事将士の心事言動などに批評を加ふるに及んで、始めて忠奸邪正若しくは正閏の問題が起るのである」と。三上は、史実としては南北朝並立だが、後世の人々が批評を加えることで南北朝正閏の問題が起るとしている。

②北朝の天皇と史学研究

三上は、歴史事実としては南北朝並立だが、「同じ北朝といつても光厳天皇の御一代、及び光明崇光の御二代、御（後）光厳後円融の御二代はおのおの多少事情を異にして居らせられる」とし、北朝を否認する学者でも光厳天皇だけは之を正統という人がいると述べる。その理由を光厳天皇については「天皇は夙に皇太子に立たせられ又立派に花園上皇の院宣により神器を受けて即位あらせられた上は之を天皇と認めざるを得ない」と述べている。また特に後光厳天皇と後円融天皇については、「北朝正統を主張する人の中にも後光厳後円融の御二代には神器の真物は勿論偽器も無いから此御二代にはまことに困るといふ説の人もあるようである」と述べる。これらは「ともかく持明院大覚寺両統迭立の由来の久しき事、神器授受の事、受禪の形式の事、其外種々の点から十分に研究すべきことである」とし、天皇の即位のあり方を問題としている。三上は「是等のことは史学上の問題として冷静に考ふべきことである」と今後の研究課題とする。

神器について、三上は「まことに困るといふ説の人もあるようである」という言い方をしているが、これは三上自身の考え方であったと思う。三上は南北朝並立と言いながら、この文章で北朝の天皇には光厳天皇にしか「天皇」を付していないのである。三上にとっても「神器授受」は非常に重要なことと捉えていたことが窺える。

③歴史教育と史学とは別

三上は南北両朝併記について、国民道徳を考える上においても歴史的事実をそのまま語る方がよいとする。三上は「日本の臣民は皇室の御事には妄りに容喙してはならぬ。特に王政維新後の今日に在つては小学の児童などには正成義貞尊氏直義等の忠奸邪正をこそ説くべけれ両皇室の御間には容易く正閏軽重を云はぬ方がよろしいとの趣意で原案に同意したのである」とする。三上が「両朝併記すべき」としたのは、日本の臣民（国民）の身分で皇室の事をあれこれ言うことを許してはならないという理由からである。とくに小学の児童などには、楠木正成、新田義貞、足利尊氏・直義らの天皇の臣下の身分の者の忠奸・邪正を説くべきで、皇室の「正閏軽重」はとやかく言うべきではないというのである。つまり、三上は、臣民の身分の者が皇室のことをとやかく言うのはけしからんことなので、そういうことを言わせないために、歴史的事実のみを教科書に記載するということなのである。

④しばらく南北朝正閏問題には触れず

文部省における歴史教科書の編纂の順序は、喜田貞吉が原案を草し、「我輩等三人同じく起草委員なる者之を審査し」、その提案を「歴史部の委員会」で審査し、これを「委員総会」にて決定し、最終的に文部大臣が許可したという。つまり、三上は、問題になった歴史教科書は正式な手順で許可されたものであると述べている。

また、三上は『大日本史』について「大日本史の編纂せられた頃は所謂武家時代である。その頃は苟も尊王と云へば政權を皇室に恢復するといふ事が一大眼目点である。故に歴史を基礎として大義名分を説く上には自らその用意がある。されども王政御一新に於て既に此大目的が達せられた上は、尊王といふことも御一新に於けるよりは尚一層広く且つ一層深き意義のあるものでなければならぬ」と述べる。そもそも南北朝正閏問題について述べているのは江戸時代の『大日本史』なのだが、明治維新前後ではその捉え方は異なってしまうべきであるというのが三上の考えである。三上は「妄りに御歴代を是非し之を黜陟し奉るに至つてはやはり日本の国民として不穩当の事と思う」とし、したがって、「皇統正閏の事は御一新後の今日に在つては先づ小学兒童などにはいふ方が得策であろう」と小学の兒童などには「正閏」のことなどは言わない方がよいと述べている。

さらに、「もともと正閏の議論は革命国なる支那の歴史上の事で之を萬世一系の帝室を戴ける我が邦に宛てはめたものである。これも武家時代には必要であつたろうが、最早今日では不必要のものであらうと考えて居つた」と述べる。三上が不必要とする「支那の歴史上の事」を日本にあてはめ記述したのは『大日本史』である。三上の講義ノートで『大日本史』を「義侠文章」とした所以である。

三上は、政府が南朝を正統とするならそれに従うという。しかし、現在は皇室典範があるので、それに則れば足利尊氏のような存在は二度と現れないので、教科書の記述が南北朝並立でも問題ないとする。

以上が三上の南北朝並立の考え方である。三上は『大日本史』をある意味で否定しているが、三上がこだわった「神器授受」の問題を記しているのも『大日本史』であることは見逃せない。三上の「a 國史概説稿本 南北朝室町の一ノ下」には、神器の問題がしっかりと述べられているのである。

それでは、教科書の草案を執筆した喜田貞吉は南北朝をどう捉えているのだろうか。喜田著「南北朝問題の回顧」¹⁷⁾には次のように述べられている。「自分が明治三十四年に文部省に奉職したから後、久しからずして彼の忌まはしい教科書事件なるものが起つて、主なる小学校教科書は之を國定とする事に方針が極つた。國定となつて見ると特に責任が重い。たゞ見れば何の苦もない程の事にも、思ひの外に苦心をせねばならぬ場合がある。中にも最も困難を感じたのは、南北兩朝の關係を如何に扱ふべきかといふ問題であつた。是に就いては自分は及ばずながら出来る限りの調査を試みた積りである」と。喜田は、国定の教科書でもっとも難しかったのが南北兩朝の關係についての記述であつたという。

したがって、喜田は自分で研究調査をして、「合一の際の事情は、實際上北朝が南朝を併

合した形になつて居つた。合一後の朝廷の官僚の書いたものにも、南朝は北朝に降参したものと解し、南朝の天皇の皇位をも認めて居らぬ。称光天皇崩じて後小松天皇の御胤が絶えたに就いて、南朝の皇胤が皇位を要求し、南朝の忠臣の子孫が之を推戴すれば、それは逆賊だとして滅ぼされた」と述べる。つまり、喜田は南北朝で南朝正位、北朝閏位とするなかで、史実は逆であつたと指摘するのである。

喜田は、こうした捉え方が逆転するのが、『大日本史』だと指摘する。「江戸時代に至つて水戸の義公、大いに國史を研究して大義名分を論ぜられ、大日本史に於て南朝の君を正位に置き奉り、北朝の君を閏位として之に附説するの方針を採られたのは、實に空谷の輦音であつた。こゝに於てか天日再び光をあらはし、忠臣義士の赤誠偉勲は為に酬ひられた」と述べられ、「是れ洵に後生の欽迎すべきところである」と『大日本史』を評価するのである。

喜田はさらに、『大日本史』は、「而して其の大日本史に於ても、北朝の君を天子でないとは、言つて居ないのである」と述べ、南北朝に正閏を付したが、それでも北朝を天皇でないとは言っていないと指摘している。

喜田は、足利尊氏・義詮以下について『大日本史』は「亦之を將軍傳・將軍家臣傳等に列して、叛臣・逆臣の扱いを與へて居ないのである」と述べる。さらに喜田は「然るに従来普通に行はれた民間編纂の歴史教科書を見るに、多くは大日本史の採つた態度を超越して、足利尊氏・義詮等を賊と書いてある」と、『大日本史』は足利尊氏らを叛臣・逆臣とはしていないとし、民間の教科書が南北朝時代の争いを官軍と賊軍との間の戦争のように書いている点を指摘している。

喜田は、「南北朝の戦亂は、之を皇位の御争と云はんよりも、むしろ武家に政権を委ねるか、或は之を廢するかという主義の争だと解すべきものである。随つて後の國民として、教育上其の主義の是非善惡を論ずるのは當に然るべきことではあるが、成るべくは皇室を其の批判の圏外に置き奉りたいいふのが自分の意見であつた」とする。つまりは、南北朝の大乱は、武家に政権を委ねるか、天皇親政かという争いであり、賊と官の争いではないという見方である。したがって、後の國民として、教育上その主義の是非善惡を論ずるのはかまわないが、「成るべくは皇室を其の批判の圏外に置き奉りたいいふのが自分の意見であつた」と述べるのである。

喜田の立場は、天皇の血統が南朝・北朝どちらから続こうが、それは皇室御一家内の御事であり、御裔であることに区別はないので、これに関して何等问题があつてはならないとするものである。

喜田が問題とする点は、『大日本史』の南北朝の正閏ではなく、南北朝の動亂を同書に記載のない官と賊の争いと捉えることで、北朝の天皇について「賊の推戴した天皇は無論眞の天皇ではない」という考え方が國民から出てくる可能性があることであつた。

こうした展開を避けるために喜田が参照したのが伊藤博文の「皇室典範義解」であつたという¹⁸⁾。

東京帝國大學編纂の史料には、明かに両朝對立の扱いになつて居た。故伊藤公爵の皇室典範義解には、

後深草天皇以来數世の間、兩統互に代り、終に南北二朝あるを致し、は、皇家の變運にして、祖宗典憲の存する所にあらざるなり。

と書いてある。大學の史料は純學術的のものとして、直ちに教育上に應用し難いとしても、伊藤公の義解は直接其の御制定に與つた人の著として、皇室典範の御主意を明かにしたものと解すべきものであらねばならぬ。而してそれには南北兩朝の對立を認め、皇家の變運と解して居られるのである。之を見て自分は、國定教科書の方針は差當り之に従ふべきものだと思つた。

喜田が注目したのは、「終に南北二朝あるを致し、は」の一文である。喜田は、伊藤博文の一文を根拠に國定教科書に南北兩朝を併記したということである。

ただ、喜田が講習会で「合一の際の事情は、實際上北朝が南朝を併合した形になつて居つた。合一後の朝廷の官僚の書いたものにも、南朝は北朝に降参したものと解し、南朝の天皇の皇位をも認めて居らぬ」という点を強調したのであれば、聴衆者に北朝のみが正統であると誤解されても致し方ない気が筆者にはする。三上は、喜田の講習会での講演は聴いていないということなので、喜田の南北朝並立の捉え方を検討した。

三上參次と喜田貞吉は兩者ともに南北朝は「並立」とし、兩者ともに『大日本史』の記述に影響を受けている。とは言つても兩者に影響を与えた『大日本史』の捉え方がそれぞれ異なっている点は興味深いのである。『大日本史』の南北朝「正閏」の記述を、三上は御一新後において時代に合わないとし否定し、喜田は後世、南朝に光を当てるきっかけとなり、北朝についても閏位と言っても天皇であることは認めていると肯定的に捉えている。また、三上は教科書問題でも『大日本史』の記述する「神器授受」を問題点とするが、喜田にはそうした点はみられないのである。

三上參次の『国史概説』の講義ノートは、南朝を正統としながらも史実によれば南朝並立との立場が反映されており、戦前の史学史を考える上でも貴重な史料である。

4. おわりに

東京大学史料編纂所に現存する「国史概説稿本」は、刊本『国史概説』に未採録の講義ノートである。明治44年の教科書問題に端を発した南北朝正閏問題の当事者でもあった三上參次はその経緯を講義ノートに残している。これらのノートはやはり『国史概説』には入れられなかったのであろう。しかも、凡例ではまるでこれらの講義ノートが存在しないかのような書き方である。それを主導したのは、『『国史概説』に於ても辻博士を煩わはすこと、毎回數時間づゝ二十回にも及んだ』¹⁹⁾と記された東京帝国大学の辻善之助だと思われる。それは、南北朝をどう捉えるかという研究の問題ではなく、文部省、宮内省、国会という当時の政治的動向がこのノートで窺えるからであらう。これらのノートは南北朝正閏問題が当時の研究の世界に与えた影響²⁰⁾を垣間見ることができる点でも貴重な史料群である。

こうした問題点を考えることができるのも、「国史概説稿本」と記された講義ノートがカタマリで現存していたからである。そうした意味において、史料群を崩さないで調査すると

いうことの重要性も改めて考えさせられるのである。

註

- 1) 「三上参次関係史料」の解題は、東京大学史料編纂所ホームページ (<https://www.wap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller>) の所蔵目録データベースより閲覧が可能である。同じ内容が『東京大学史料編纂所報』第52号(東京大学史料編纂所、2019年)にも掲載されている。
- 2) 「委員会の事項書上げ:小委員会日割表」(三上参次関係史料-24-007)、「三上編修官長所蔵圖書(當局持参ノ分);三上所有書類目録;三上編修官長所蔵圖書(當局へ持参ノ分)」(三上参次関係史料-24-009)、「書状・後西天皇御追號ニツイテノ追考・藤山鶴城氏ノ「後西院天皇の御謚號改廢に就て」ニ就テ」(三上参次関係史料-24-010)など。
- 3) 大正2年(1913)5月6日付「渋澤家編纂所」の江間政発差出の「三上参次宛書簡」(三上参次関係史料-29-002)など。また、三上には著書に『白河楽翁公と徳川時代』(明治24年、1891)がある。
- 4) 『江戸時代史』下巻に辻善之助は「故三上参次先生略歴」を執筆している。この関係の史料が東京大学史料編纂所特殊蒐書「辻善之助関係史料」に現存している。
- 5) 「富山房五十年賀辞」(三上参次関係史料-13-005)は三上の鉛筆によるメモ書7枚がある。祝賀会の詳細は「富山房五十周年記念祝賀会来賓各位祝辞」(国立国会図書館 請求記号 特260-917)参照。『富山房五十年』(1936年10月)に「富山房開業五十周年に当たりて 文學博士三上参次」という当日の祝辞の内容が掲載されている。
- 6) 『国史概説』の凡例は次のようである。

凡例

- 一、本書は三上参次博士の東京帝國大學に於ける講義の筆記に博士の加筆せられ、後にはこれを用ひて講義の原稿とせられたものである。元來歴史家として研究の態度を以て學生に講ぜられたもので、頗る獨創的批判に富んで居るが、今日そのまゝ公にするのは却て博士の本意ではないと思はれる字句について、慎重に考慮した上改めた所もある。
- 一、本書は国史概説と稱するが、神代から始つて元寇で終り、國史の全般に及ばないのは遺憾であるが、續いて刊行せらるべき江戸時代史(上下二卷)と併せ見られんことを望む。
- 一、本書校訂は當然の責務として引用の本文につき六國史以下原点に照合する勞を吝しまなかつたが、萬一にも遺漏があれば、校訂者として謝さねばならぬ。
- 一、本書の文體は力めて統一したが、尚ほ前後多少一致しない所があるかも知れぬ。幸に寛恕せられんことを。

昭和十七年九月

校訂者識す

- 7) 「三上参次関係史料」の「尊皇論發達史稿本」は三上参次関係史料-01-001~035までの合計35冊である。
- 8) 「三上参次関係史料」の「国史概説稿本」は三上参次関係史料-02-001~004、三上参次関係史料-03-001~025の合計29冊である。
- 9) 「三上参次関係史料」の「江戸時代史稿本」は三上参次関係史料-04-001~007、三上参次関係史料-05-001~010までの合計17冊である。
- 10) 三上参次のメモ貼紙は、最初に南北両朝の系図があり、その次に張り付けられている。
- 11) 山崎藤吉・堀江秀雄共纂『南北朝正閏論纂』(1911)は、当時の研究者の南北両朝の考え方を

- まとめている。また年山本四郎「南北朝正閏問題について」（『史林』第56巻3号、1972年）、小山常美「南北朝正閏問題の教育史的意義」（『日本の教育史学』30巻、1987年）等参照。
- 12) 『太陽』第17巻第5号の抜き刷りは、「三上参次関係史料」にもあり、それは請求番号三上参次関係史料-14であるが、三上参次が強調したい部分に墨点が付されている。
 - 13) 野村玄「安定的な皇位継承と南北朝正閏問題—明治天皇による「御歴代ニ関スル件」の「聖裁」とその歴史的影響—」（『大阪大学大学院文学研究科紀要』第59巻、2019年）によって指摘されている。その他、南北朝正閏問題については、大日方純夫「南北朝正閏問題の時代背景」（『歴史評論』740号、2011年）、廣木尚「南北朝正閏問題と歴史学の展開」（『歴史評論』740号、2011年）、千葉功「歴史と政治—南北朝正閏問題を中心として」（『史苑』第74巻第2号、2014年）などがある。
 - 14) 『東京大学史料編纂所史料集』（同所編集・発行、2001年）842～844頁の「八 明治四四年二月二八日 南北朝正閏論につき内閣総理大臣桂太郎上奏文等」から引用。
 - 15) この点については三上参次も「教科書における南北朝正閏問題の由来」で憂いている。
 - 16) 註14) 前掲書より引用。
 - 17) 喜田貞吉「学窓日誌」（『民族と歴史』第3巻第3号、1923年）参照。また、田畑久夫「喜田貞吉と奈良—南北朝正閏問題を例として」（『奈良学研究』第3号2011年）参考。
 - 18) 註17) 掲載の喜田貞吉の回想録より引用。
 - 19) 『江戸時代史』上巻の昭和18年（1943）3月付長谷川福平「例言」より引用。
 - 20) 東京大学史料編纂所所蔵『大日本史料南北朝時代体裁改正ニ関スル答申書』（4170-71）等参照。